

1. 園の体制の確認ポイント

本マニュアルは、車両（園バス、園自家用車）送迎において、日頃から確認、チェックすべきこと、及び実際の運行するにあたって確認すべき事項について定めるものである。

また、こどもの安全確保のためには、

- 全職員、関係者が共通認識をもって取り組むこと。
- 園長の責任の下で、こどもの安全、確実な登降園のための安全管理を徹底する体制を作成すること。
- 園長自ら体制を定期的に確認し、特に年度始めや職員の異動がある場合には必ず確認、研修をすること。

【安全管理の体制づくり】

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアルを作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知、徹底している。
- マニュアル等を送迎用車両、または全職員が分かる場所に設置している。
- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。

【保護者との連絡体制の確保】

- 保護者に欠席や遅刻等の理由により送迎用車両を利用しない場合、及び乗車時間等を変更する場合の園への連絡方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用車両のマニュアルを保護者と共有している。

【園長の責務】

- 園長は責任者としての高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

2. 送迎時チェックリスト

【登園時】

事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をする。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認する。
- 出席管理者は、前日までに、翌日の出欠等を確認し、乗車名簿に反映する。
- 同乗職員は、欠席者や遅刻者と連絡が取れていることを確認する。
- 同乗職員は、乗車名簿を運転手等に報告する。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか確認する。

乗車時

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。
- 同乗職員は、全員の着席とシートベルトの着用を確認した後、その様子をカメラで撮影する。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を改めて声掛け確認し、発車する。

降車時

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録する。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、指差し確認する。
- 受入職員も、同様に確認する。

降車後（こどもが全員降車後）

- 受入職員は、同乗職員と共に、その日の乗車名簿と、実際に降車（受け入れた）園児が同一であることを確認する。
 - 情報と実際の人数等に齟齬がある場合、速やかに出欠について確認すると共に、出席管理者に報告する。
- 運転手はバスの置き去り安全装置を解除し、バスの運行記録簿に必要事項を記入する。

【降園時】

事前準備（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理者は、乗車名簿とその日の出欠状況等を照合し運転手、同乗職員等に報告する。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか確認する。

乗車時

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。
- 同乗職員は、全員の着席とシートベルトの着用を確認した後、その様子をカメラで撮影する。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を改めて声掛け確認し、発車する。

降車時

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録する。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認する。
- 受入職員も、同様に確認する。

降車後（こどもが全員降車後）

- 受入職員は、同乗職員と共に、その日の乗車名簿と、実際に降車（受け入れた）園児が同一であることを確認する。
 - 情報と実際の人数等に齟齬がある場合、速やかに出欠について確認すると共に、出席管理者に報告する。
- 運転手はバスの置き去り安全装置を解除し、バスの運行記録簿に必要事項を記入する。
- 運転手はバスを車庫に戻した後、車内清掃・点検を行い、見落としがないか最終確認する。

3. ヒヤリ・ハットの共有

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長（副園長、主幹）に報告する。
- ヒヤリ・ハット事例についてすぐに記録するとともに、職員会議等で職員全体で共有する。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じて、職員全体で共有する。

4. こどもたちへの支援

- 万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えると共に、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行う。
 - 周囲に誰も居なくなってしまった場合を想定して、クラクションを鳴らす等の訓練を実施する。

◎当マニュアルは、令和6年11月11日より運用し、適宜改定を加える。